小値賀町議会第一回定例会は、平成十六年三月十日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員　十二名

一番　加山雅徳
二番　土川重佳
三番　小辻隆治郎
四番　浦英明
五番　末永一朗
六番　松永勇治
七番　岩坪義光
八番　伊藤忠之
九番　横山弘蔵
十番　立石隆教
十一番　黒崎政美
十二番　近藤一輝

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	山田憲道
助役	三浦清敏
収入役	神川清
教育長	巖充也
総務課長	大黒泰三
住民課長	谷良一
農林課長	中谷功
水産商工課長	筒井英敏
建設課長	中村敏章
税務課長	西村久之
診療所事務長	吉元勝信
空港管理事務所長	平野久之
教育次長	西浩三
農業委員会事務局長	福田等
保育所長	松永一誠
意見陳述人	中村正

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

小値賀町議会第一回定例会
平成十六年三月十日（水曜日）　午前十時零分　開　会

第　一　会議録署名議員指名（加山雅徳議員・土川重佳議員）
第　二　会期決定
第　三　所信表明
第　四　一般質問
第　五　議案第三十一号　小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定について
第　六　議案第二号　小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
第　七　議案第三号　小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
第　八　議案第四号　小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

追加議事日程

第　九　小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会の設置についての動議

午前十時零分開会

議長（近藤一輝）　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十六年小値賀町議会第一回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、一番・加山雅徳議員、二番・土川重佳議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から三月十二日までの三日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から三月十二日までの三日間に決定しました。

日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道）　おはようございます。

本日ここに、平成十六年小値賀町議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜

り、厚く御礼申し上げます。
開会に当たり、町政の運営について所信を申し述べますとともに、議案の主なものについてその概要をご説明申し上げ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。
国は厳しい財政状況の中で、三位一体の改革を進めており、そのため、全国の地方自治体は新年度予算編成が例年にも増して苦しいものとなっております。
当町においても厳しい財政運営を強いられ、この現実に対応していくため、十六年度当初予算編成に当たり、まず第一段階として、各種委員の報酬・旅費・補助金等について見直しを行ないました。金額的にわずかではございますが、効率的な行財政運営を推進する上では重要なことだと考えております。
総務課関係について申し上げます。
本町にとって唯一の財源である普通交付税は、十五年度が十四年度に対し、段階補正等の減により、約九千万円の減額になっております。十六年度の地方財政計画においても、段階補正等の見直しが引き続き継続されることとなっており、さらに普通交付税の減額が予想されます。このため、十六年度の予算編成は大変厳しいものとなり、経常的経費や管理的経費の節減を図るなど、あらゆる歳出の見直しを行なっており、関係する条例の改正案も提案しております。
また本年度は昨年度に引き続き、人材育成事業として自然と人が調和した生活様式と歴史財産を一体的にとらえる「エコミュージアム」により、小値賀の持つポテンシャルを見直し、将来的な視野にたった、まちづくりの形成を考えております。
その他、毎年、国土交通省が主催する都市生活者と離島との交流を目的として、離島地域の活性化を図るイベント「アイランダー」が東京で開催されております。十五年度は役場職員の有志が自費で、このイベントに参加し、都市で生活している人々に島の情報・物産を提供・ＰＲして好評を得ておりますので、本年度は事業展開に出来るだけの支援をしなければならないと考えております。
小値賀空港について申し上げます。
十六年二月末現在までの就航率は、長崎便七八・六％・福岡便七三・四％、利用率は、長崎便二八・八％・福岡便三一・三％で、乗客数も前年同期と比較して三百三十八名の減少となっております。利用客増加のため、本年も往復航空券購入補助を実施いたします。

議員の皆様、役場職員の出張等における飛行機の積極的利用をお願いいたしたいと思います。
なお、三月末でパイロット一名が定年退職となり、三名での二機運行は不可能として、オリエンタルエアブリッジ株式会社は、四月一日より小値賀福岡便を運休するとしております。
税務課関係について申し上げます。
国土調査事業につきましては、平成十四年度までに小値賀本島と納島・六島・大島・藪路木島・黒島・宇々島・乙子島・小黒島の現地調査を終わり、十五年度からは斑第一地区の現地調査に着手しております。十六年度は、引き続き斑第二地区の現地調査と浜津第二地区の登記簿の書き替え作業及び斑第一地区の認証請求を行う予定です。進捗率は、調査対象面積二千三百六十町に対し、調査済み面積千三百七十町で五八％になります。
また十四年度から国土調査係が事務分掌に加えられ、本年度から着手している国有財産の譲与申請事務の、法定外公共物の払い下げも順調に進んでおり、笛吹郷・中村郷・黒島郷・納島郷・六島郷・大島郷については、すでに財務局と譲与契約書を取り交わしています。残り全ての地区についても、本年の十二月までには事務を完了する計画であります。
住民課関係について申し上げます。
福祉関係について申し上げます。
今まで義務教育就学前までであった児童手当が、新年度から小学校三年の終了時まで延長されることとなりました。
また昨年制定された「次世代育成支援推進法」による次世代育成支援に関するニーズ調査も終了し、データの集計等を行っているところであります。
続いて介護保険事業について申し上げます。
平成十二年度から始まりました介護保険制度も四年を経過し、第二期事業年度の一年目を終わることになりますが、今のところ順調に推移いたしております。本年度は、介護保険制度・福祉サービス等の周知を図る目的に、国の補助事業を活用して福祉ガイド用の冊子を作成し、町内の各世帯に配布するよう計画しております。
保健関係について申し上げます。
子供たちが健康で心豊かに育つ町づくりを目指す「小値賀町母子保健計画」策定の作業を進めております。今の計画は、平成八年度に策定されたもので、五年以上が経過していることや、少子化・核家族化・女性の社会進出など、母と子を取り

巻く環境が大きく変化していることにより見直しの必要があるためです。母子推進委員を中心とする作業部会で原案を作成し、保健関係者で構成する策定委員会で検討討議し、本年度中に策定されます。なお、策定された「母子保健計画」は、子供を持つ保護者、各学校等にも配布する予定です。

環境関係について申し上げます。

昨年十二月議会において、ご承認いただきました火葬場屋根防水工事につきましては、一月二十三日から三月二十二日までの工期で工事中であり、年度内に完成予定でございます。

農林課関係について申し上げます。

政府の農業政策は、食料自給率向上と地域経済活性化を目指す農林業の構造改革に取り組むこととといたしております。

その中でも、米政策改革の着実な実施や食の安全確保、食育の推進のための食育基本法の制定、都市と農山漁村の共生・対流、環境にやさしい農業推進のための基本方針の策定、緑の森林整備を重点施策といたしております。県においては、長崎県農政ビジョンに沿って、それぞれの地域の特性を生かした持続的な発展と活力ある農林業の構築に取り組むとともに、消費者に安全な農産物の提供ができるような施策推進をいたすことにいたしております。

水田農業については、米政策大綱が制定され、平成二十二年度までに米作りのあるべき姿を実現し、二十一世紀の食料供給体制を構築するもので、農家自らが考え、地域にあった地域水田農業ビジョンを策定するよう、小値賀町地域水田農業推進協議会において素案の検討をいたしております。

畜産業については、二月に十頭目のＢＳＥ感染牛が発見されましたが、全頭検査の確立、アメリカにおけるＢＳＥ発生に伴う牛肉輸入禁止の影響もあり、三月五日に行なわれた牛市では、平均価格でメス三十三万七千四百二十五円、去勢四十七万百二十円、平均四十万六千六十円で、前回十二月せり市と比較しますと、三万一千七百八十五円の高値となりました。

林業につきましては、松くい虫防除のための空中散布、地上散布及び姫の松原への樹幹注入事業を実施することにしております。

担い手公社につきましては、第二期研修生が研修を終了し、就農しますので、その営農指導を行なうと共に、引き続き新たな研修生を受け入れ、新規就農者の確保と育成を図るようにいたしております。また経営構造対策事業により、研修ハウス・育苗ハウス・研修棟が完成しますので、担い手公社の中核施設としてブロッコリー等の苗の供給をはじめとする農家支援を

拡大していくよう計画しています。実証展示としては、スィートコーン・ソラマメ・シシトウ・甘藷栽培を考えております。

水産商工課関係について申し上げます。

ご承知のとおり、沿岸漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いておりますが、今後も水産資源の保全管理と環境保全に取り組んでまいりたいと考えております。新たな取り組みとして、これまで漁業後継者対策の一環として取り組んできた宿泊型の水産教室を、学校の授業の一環として取り入れた水産教室として、町・漁協・漁業者はもとより、専門的知識を持った水産普及センターの協力を得て、子供たちに小値賀の海・生物・漁業に興味を持ってもらい、将来の後継者対策として、学校と一体となって事業を進めてみたいと考えております。

次に、商工観光係について申し上げます。

経済の先行きにつきましても大変厳しいものがございますが、商工会が取り組んでいる地域振興事業が町の活性化に大いに貢献していただけるものと期待いたしております。

おおか国際音楽祭については、三月二十一日から三十日までの十日間の日程で開催されますが、今回新たな取り組みとして、三月十九日、前夜祭としてアルカス佐世保でコンサートが計画されております。受講生の中にはリピーターの方もおられ、実行委員会・スタッフの皆様がボランティアで頑張っていただいております。

建設課関係ついて申し上げます。

下水道事業の現在までの進み具合をご報告いたします。

西目に建設中の終末処理場(笛吹浄化センター)の工事は、付帯工事の場内整備工事の一部を残して完了しており、すでに笛吹の一部地区の供用が出来るようになっております。なお、四月からは丘町地区の一部を除き、笛吹地区全域での供用が開始されます。一人でも多くの方が下水道に接続され、快適な生活環境を送っていただけますようお願いいたします。

次に、道路の整備についてご報告いたします。

笛吹から大浦までの、県道小値賀循環線改良工事が計画されておりますが、用地買収もほとんど終わり、工事も発注されております。

簡易水道関係では、納島地区簡易水道施設の老朽化に伴い、十五年度納島地区簡易水道を廃止し、小値賀地区簡易水道に統合するための認可申請を行い、十六年一月八日付で認可いただいております。平成十六年度当初予算に事業費を計上いた

しており、小値賀本島からの海底送水管により安定した水の確保が出来、納島地区の水不足が解消されることになります。

教育委員会関係について申し上げます。

昨年は長崎市の幼児殺害事件が大きな社会問題となり、県教育委員会の要請を受け、小値賀中学校に「心の教育サポーター」を設けましたが、今年度も設置することにいたしております。平成九年度より、北松西高の協力を得て実施しております中高一貫教育も八年目に入りました。先日、研究委員会が開催され、実践報告がなされましたが、「六年間を見通した系統的指導」、「中高職員の連携・交流による指導」、「郷土再発見学習」を三本柱として、十六年度もなお一層充実させた内容により実施する計画になっており、統合に向けた作業に着手したいと考えております。

幼稚園につきましては、保育所との統合のため、特区申請を行ないます。

公民館事業につきましては、各種講座や講演会への参加者も多く、自主学習グループの活動状況も活発で、今年度も多様な内容の講習会・講演会等を計画しています。

なお、今年度は小値賀町で、九月二十八・二十九日の両日、最後の「北松浦郡公民館大会」が開催される予定となっております。

歴史民俗資料館は、開館十五周年を迎え、「第三回五島列島歴史シンポジウム」の開催を予定しております。

埋蔵文化財調査関係では、納島地区の発掘調査と、唐見崎地区他の海底遺跡確認調査を国、県の補助事業で計画しております。

診療所について申し上げます。

長崎県は、医師不足が深刻化している離島の医療支援態勢強化を目的に、四月、大村市の国立病院長崎医療センター内に「離島・へき地医療支援センター」を新設いたします。専任医師二人が常駐し、市町村の要請に応じて医師を派遣するというものであり、小値賀町も派遣要請を行っております。

昨年五月以来、一名の医師と各方面からの応援で急場をしのぎ、町民の皆様には多大のご不便をおかけいたしておりますが、今後更に医療サービスの向上を目指し、住民皆様のニーズに応えられるよう努力していきたいと思います。

なお、本年度、医療事務専門の職員一名を採用したいと思っております。

議案関係について申し上げます。

まず平成十六年度当初予算でありますが、一般会計予算の予算額は三十億二千八百万円、特別会計の予算額は七会計で、二十四億九千百九十八万九千円となっております。

次に平成十五年度補正予算でありますが、今回の補正額は、年度内に執行を要する事業費について計上いたしております。一般会計九百万円の増額、特別会計五会計で六千八百七十一万八千円の増額補正をいたしております。

この結果、平成十五年度一般会計の予算総額は三十六億六千二百三十万円、同じく特別会計では、二十五億四千二百九十四万五千円となります。

次に、予算以外の議案のうち主なものについて申し上げます。

「議案第二号・小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」と、「議案第五号・小値賀町職員旅費支給条例の一部を改正する条例案」は旅費支給の見直しを、「議案第三号・小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案」は、委員報酬のうち、日額支給に係る報酬の見直しを、「議案第四号・小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案」は、離島の医師不足解消のため、長崎県が設置する離島・へき地医療支援センターから医師の派遣があった場合の、派遣医師の給与についてを規定するものであります。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

本定例会には、議案三十件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　これで所信表明を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

十一番（黒崎政美）　議長には質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。　十一番・黒崎政美議員

質問に入ります。

今、我が国の地方公共団体は、諸々の要件による深刻な財政危機、地方分権の本格化は地方行政を怒涛、岩を噛むが如く直撃しているのであります。我が町も例外ではありません。

この危機的状況をどう町民に認識してもらうか、町長は隔靴掻痒のもどかしさを感じているのではないかと、察するところであります。

しかしながら、町民はそれぞれの立場で、厳しい意見を言うものです。その町民の認識を変えるためには、どうしたら良いか、自分の業務だけに都合の良い主張などは、もう通用しない時代になっているのです。このことを理解してもらうには相当の時間が必要であります。

さて、平成十六年度の予算案を見ますと、予算編成にあたって大変な苦心の跡が伺えます。今年度より、五億七千万円の一般会計の削減でありますが、その中で、水産業費は本年度五百二十万円に対し、次年度は三倍強の予算であります。関係者は大変喜んでいるのではないかと推察しているところでありますが、ところが、受け入れ側は、どうもそういうふうには感じていないようであります。

質問の第一点目。

漁協ストアの建設に伴う補助金でありますが、性質上、営利を伴うものには聊か難しいことは、百も承知で喋らしていただきます。

私は今、小値賀町は合併問題で選挙後一年近く経った今でも、大変な状況であることは町長ご承知のとおりであります。町政の業務執行上、大変支障をきたしているのではないかと思うところであります。

私は、こういう事態だからこそ、今だからこそ、何らかの支援が必要ではないかと思う一人であります。

どうか政治的配慮を願うところであります。

二点目。

九月の台風十四号で被災した大島の灯台の復旧工事についてですが、被災した日から三カ月経過した十二月二十三日、二十五日に続けて漁船の事故が遭っております。二件合せて約百七十万円の被害です。事故が遭ったのは明け方の四時と五時ということですから、早く復旧していたら、これの事故は防止できたのかも知れません。町民の生命・財産を護るために、

また航海の安全・安心を町民に与えるためには、漁協、当局あたりと連絡を密にし、早急に対応すべきではなかったかと思うところであります。

また、当該灯台は、漁協が設置主体で漁船保険組合と町が補助したと記憶しておりますが、町が設置した灯台も二箇所あると聞いております。空港の北側と、納島漁港のあの前ですかね、私は、今回の補正に四十万上がっておりますが、町単独でも早急に対処すべきではないかと思います。

以上、二点、町長の所見を伺いたいと思います。

私は、再質問はなるだけしたくありませんので、私の意に添うような答弁を期待して私の質問を終わります。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　漁協ストア建設に伴う補助金及び大島西の灯台補助金について。

一点目の漁協ストア建設に伴う補助金でございますが、漁業者の所得向上のため、捕るばかりの漁業でなく、資源管理型漁業の稚魚・稚貝放流事業の支援は勿論のこと、魚礁設置、高齢化に伴う各漁港の浮体式桟橋設置等、漁協・漁業者とも相談しながら続けて行きたいと考えております。

また、藻場の減少のこともございます。藻場の減少は、小値賀だけにとどまらず全国的なものでありますが、藻場造成の一環として取り入れた人工コンブ設置の追跡調査、イカ産卵籠の投入等々、藻場造成にも取り組み、今後とも漁業の振興については、力を入れていきたいと考えております。

漁協ストアの補助金については、漁業の振興とは言えず、冷凍施設・保冷庫等の補助金を出した場合、商工業者の各ストアにも補助金を出さなければならなくなるなど、商工業者との関連もあり、出来ないものと考えております。

また、『小値賀の合併を考える会』のチラシの文面で、「出来ない」と言ったのは、ストアのことであり、水産振興補助につきましては、今後も積極的に行いたいと思っております。

次に二点目の件でございますが、漁業者にとりましては夜間航行における点滅灯は、安全航行をする上で必要不可欠なものでございます。大島北西側に設置されている固定式の点滅灯は、平成七年度小値賀町漁協が設置主体となり、漁船保険組合からの助成と町が約二分の一を補助し、設置している経緯がございます。以来、故障等が発生した時は、連絡を受けて対処しているところでございます。

昨年九月の台風で固定の点滅灯が破損し、その後、漁協が漁業者の夜間安全航行のため、大島・藪路木間に浮標灯を設置しております。

しかしながら、浮標灯のため、漁船が接触し電球切れ等が多発するために、固定式の点滅灯を取り替えをするにあたり、漁協より補助金の要望が一月末にあり、今回提案の補正予算に計上をいたしております。

黒崎議員のご指摘の、町単独でもすべきでないかということは、漁船の夜間の安全航行を考えた時、ごもっともでございます。

今後の故障等につきましては、前向きに対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　ありませんか。

十一番（黒崎政美）　満足のいく答弁ではありませんでしたけれども、まあ、二点目の、前向きに検討すると、いうような町長の答弁をいただきましたので、よろしく、そういうふうにされることを希望いたします。

あと、答弁は要りません。

議長（近藤一輝）　次に、五番・末永一朗議員

五番（末永一朗）　今日の漁業者の状況なのですが、組合員三百四十四名の中で、昨年の水揚げにおいては、一千万円以上揚げた人は六・七名しかいなく、また漁協の水揚高も十一億には届かないのではないかと心配しているわけであります。

そこで、これから一次産業に対する支援をどのように考えているか伺います。

統一選挙から早や一年になろうとしておりますが、今日の水産業を取り巻く状況は全国的に厳しく、平成十四年六月に、水産基本法が制定され、生産・流通・消費に至る水産全体に構造改革が課題となり、漁業法や水協法改正なども、こうした流れの一つである。

さて、漁業者においても水揚不振、魚価の低迷、今日ほど漁家経営が危機的状況に立たされたことはない。それに高齢化及び後継者不足にも悩まされ、あと数年もすれば納税できる人は急激に減少すると思われます。町の税収も減るし、漁協も経営が厳しくなるのは確実であります。

しかし、漁業者並びに組合の活性化を図るには、行政の力強い支援が必要です。現状の行政のあり方は、財政が逼迫する

中で、メリハリをつけた運営をすべきだと考えるが、そこで二点について伺います。
一番目に、昨年、山田町長体制になって一年になろうとしているが、水産業に対し、どのような支援をしてきたのか伺います。
二番目、このような厳しい状況の中で、どのような考えで一次産業を支援して行くのかについても伺います。
以上、質問を終わりますが、再質問があれば自席にて伺います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　これからの一次産業に対する支援についてということでございます。
今日の農・水産業を取り巻く環境は、農業関係では、ＢＳＥ・鳥インフルエンザ、水産関係では、漁獲量の減少、魚価の低迷等、末永議員ご指摘のとおり厳しいことは私も認識しており、一次産業の育成には取り組まなければならないと考えております。
しかしながら、行政に頼るばかりでなく自助努力をしていただきたいことも申し沿えておきたいと思います。
さて、私が当選以来、水産業にどの様な支援をしてきたかということでございますが、まず、水産振興については、稚魚・稚貝放流、魚礁設置、各漁港の整備、また漁協、地区の協力を得て、唐見崎・浜津の二地区に禁漁区を設定し、赤ウニを放流し、根付資源の増加対策、アワビ種苗センターにおいて、新たにカサゴの種苗生産及びヒラメの中間育成にも取り組みをさせております。また小発動・青年部・婦人部の運営補助、はやての監視に係る燃料費補助、漁業共済事業補助等々、末永議員も承知のことと思います。
次に、第一次産業にどの様な考えで支援していくかのお尋ねでございますが、水産関係では、漁業者の所得の向上のため、捕るばかりの漁業でなく、資源管理型漁業の稚魚・稚貝放流事業の支援は勿論のこと、魚礁設置、各漁港の浮体式桟橋設置等、漁協、漁業者とも相談をしながら続けて行きたいと考えております。
また藻場の減少のこともございます。藻場の減少は、小値賀だけにとどまらず全国的なものでありますが、藻場造成の一環として取り入れた人工コンブ設置の追跡調査、イカ産卵籠の投入等、藻場造成にも取り組んで行きたいと考えております。
また漁業者がグループで活魚運搬車等に取り組むことがあれば、これについても支援を考えたいと思っておりますし、漁業者の所得向上の環境整備に繋がるものがあれば、積極的にご提案をお願いしたいと思っております。

農業関係について申し上げます。
政府の農業政策は、米政策改革の着実な実施や食の安全確保、食育の推進のための食育基本法の制定、都市と農山漁村の共生・対流、環境にやさしい農業推進のための基本方針の策定、緑の森林整備を重点施策といたしております。
水田農業につきましては、農家自らが考え、地域にあった地域水田農業ビジョンを策定するよう、小値賀町地域水田農業推進協議会において検討いたしております。
畜産業については、三月五日行われた牛市と前回の牛市と比較しますと、三万一千七百八十五円の高値となっており、十五年度に新設いたしました『かあちゃん牛導入補助』、牛舎建設についても、今後とも続けて行きたいと考えております。
林業についても、松くい虫の防除のための空中散布、地上散布、姫の松原への樹幹注入事業も実施いたします。
また「森の日」を定めて、皆様と一緒に植栽を実施したいと考えております。
担い手公社についても、研修ハウス・育苗ハウス・研修棟が完成しますので、中核施設としてブロッコリーなどの供給をはじめとする農家支援を拡大していくように計画しております。
以上でございます。

議長（近藤一輝）　末永議員

五番（末永一朗）　やはり水産業が向上しないと、小値賀町の活性化はないと思いますので、その点をしっかりと主眼に入れてご支援のほど、よろしくお願いいたします。
答弁があれば、よろしくお願いします。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　今、末永議員さんがおっしゃられましたとおりに、漁業関係の不振ということで大変危惧しております。
今後とも、先ほども申し上げましたが、いろいろ漁業の方からのご提案があれば、積極的に申し込んでもらえれば、一緒に話し合って前向きに検討したいと思っております。
以上です。

議長（近藤一輝）　次に、一番・加山雅徳議員

九番（横山弘蔵）　議長、休憩動議をお願いします。

議長（近藤一輝）　はい、しばらく休憩します。

―休　憩　午前　十時　四十五分―

―再　開　午前　十一時　零分―

一番・加山雅徳議員

議長（近藤一輝）　休憩以前に引き続き、再開をいたします。

一番（加山雅徳）　通告にしたがって一般質問いたします。

住民投票について質問いたします。

国・県主導で市町村合併が急速に高まっている状況の中で、小値賀町の将来を決定する上において、民意を反映した住民投票をすることが我が小値賀町にとって最大の重要課題であると思います。

そこで、住民投票の意義ですが、それはまず、端的に言って住民自治の実現であると私は思います。やはり自分たちの住む地域の在り方を直接住民が決定し、その結果に基づいて町長、議会がそれを尊重するということは、ごく当たり前であると、また住民自治の大原則だと私は思います。

そうした考えの中で、我が小値賀町においては、どうでしょうか。合併の賛否が二分しており、また町長、町民との考え方にネジレ現象が起きていると思います。こうした状況では今後、町運営に支障が出るのは必至だと思われます。

そこで、町長にお伺いします。

去る二月二十四日、住民発議による「住民投票条例制定」の本請求が千五百名余りの署名を付けて提出されておりますが、町長としての現在の考えをお伺いします。

これで私の質問を終わりますが、再質問は自席から行わせていただきます。

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　住民投票条例制定の件について、お答えいたします。

先に行なわれた十二月定例会で、町長提案で「住民投票条例案」を提出する気持ちがあるかというご質問をいただきました。そのお答えとして、住民投票条例案を自分自ら提出する気持ちはないと、はっきりとお答えいたしました。

現在でもその気持ちは変わりません。

ただ、本旨は千五百人もの町民の意思を無視するのかということにあると思われます。

考えれば解かりますが、それでは署名しなかった千四百五十七名の町民は無視していいのでしょうか。
三月一日現在の有権者数二千九百五十七人を元に比べると、わずか四十三人の差しかありません。
このような状態の中で、住民投票条例を制定し、投票を行なうことについて、再度申し上げます。
いたずらに町政を混乱させ、町民のわだかまりが増すばかりであると考えます。
住民投票条例を制定する気持ちはございません。
以上でございます。

議長（近藤一輝）　加山議員

一番（加山雅徳）　今、町長から答弁をいただいて、まあ、そういう答弁があるだろうと思っておりました。
問題は今町長が言われた、昨年の定例会の答弁の中で「住民投票条例案」を自ら提出する気持ちはないと言われた理由に、今言われた二点あったと思います。
一点目が、先の統一選挙がこの合併問題の最終結論だというところが一点。
二点目ですが、いたずらに今町長が言われた町政を混乱させ、町民のわだかまりが増すばかりと、この二点に集中しとるわけですが…、まあ一点目ですが、平成十四年二月に住民アンケートを町の方でとられております。その時の結果がですね、『合併賛成』が二八・七％、『合併反対』が三〇・四％、『わからない』が三六・八％という結果が出ております。これについても私はこの合併問題についての判断が出たということは不十分であると私は思います。
また、前議会におかれまして『岐路に立つ小値賀を考える特別委員会』ですか、この五名の委員から出された最終報告の中で、「市町村合併はすべきではない」という結論に達したと書かれております。そこで、よく考えなければいけないと、と言うのは、結論が多数意見であったということで、裏を返せば、少数意見もあったということでございます。最後のその文末にですね、少数意見として合併ではっきり結論を出すべきではないとの意見があったということと、及び住民投票の実施を検討すべきとの、最終報告があっております。まあ、そういう結果も見落としてはいけないという気がしております。
その間、統一選挙まで一年一カ月余り、前議会におかれましても、その後、特別委員会は解散されて、今言う住民投票も行われておりません。そうした状況の中で、町長が言われた統一選挙があったわけでございます。
このような経緯の中において、町長が合併反対で当選したから合併問題の結論が出たと言う考えは、私は間違いだと思い

ます。

二点目の件ですが、現在、住民発議による「住民投票条例制定」の本請求が千五百名余りの署名を付けて提出されております。この結果を考えたとき、過半数以上の町民の意思と、町長との意見の、まあ行政用語で言えば『乖離』っち言うとですか、隔たりですね、これが生じていると思わざるを得ません。

まさにこの状態が町政を混乱させ、住民のわだかまりを増すばかりと私は思います。

そこで、こういう状態に陥った時ですね、国の方がその対処方法としてですね、地方制度調査会の方で、市町村合併に関しての住民投票について答申を出しております。その一点目がですね、まさに地方公共団体の存立そのものに関わる重要な問題であること。二点目が、地域に限定された課題であるからこそ、その地域に住む住民自身の意思を問う住民投票制度の導入を図ることが適当であると、というような答申が出て、まあ最近ではこの合併特例法、自治法も改正されております。

したがって、町長のこれまでの判断を「非」とは言いません。が、少なくとも町民の立場に立って考えれば、おのずから答えが出て来るんじゃないかと、私は思います。

いかがでしょうか。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

加山議員の言うのも一理あるかと思いますが、この前から言ってますように、長崎県七十九市町村の中で「合併賛成・反対」をはっきりとして町長・町議が両方に分かれながらやったっていうのは、紛れもないことでございます。

一応そういうことで、私の場合は、これは住民のですね、総意があったものと私は思って、今でも合併反対ということは言っております。

ただ、先ほど言いました千五百名もの署名が、連署が上がったということで、今度の後でやります『議案三十一号』で議会の方に上程するということで、よろしくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　加山議員

一番（加山雅徳）　今、町長の答弁の中で、まあ何回も言うようですが、先の統一選挙が議員の方も町長の方も、そういう結果だったと、この一点にここ一年あまり議論しとるわけですね、議会の方もですね…、

まあ私の考えと町長の考えと違うところがですね、私は選挙ちゅうのは「人」を選ぶ、で、住民投票ちゅうのは「事柄」を選ぶ、という認識を私は持っております。そこら辺ちょっと私のこれは考えですけどね…、

それで、私事で大変恐縮なんですが、私も二十年間会社を経営してきました。その中で、やはり従業員ちゅうのがやっぱり、それなりに手となり足となりなって会社を支えていってもらうと、そこの総意がやっぱりそれなりに「よし、やるぞ」というふうになりんと、やはりこの会社ちゅうとも上手いことといかんわけですね…、

この小値賀町というのも、やはり私はそういう意味において町民が従業員だという考えをするならば、当然やっぱりそこの、今町長が言われた三十何名しか違いはないということについても、要は半数以上は、その合併云々じゃなくして住民投票をしてくれろと、いうことを町民は言よるわけであって、そいで合併についてはあくまでも、合併と言うよりも法定に入るか入らんかちゅうのは議会が決めることであって、でまた、その後に、仮に佐世保・宇久町と合併する場合には最終的にはまた議会が決めるわけですから、要は今回のこの住民投票条例の制定ちゅうのは、町民にそのチャンスを与えてやると、「合併する・せん」もう別の話です。

そういう意味において私はこの住民投票を是非すべきじゃないかなと、「合併する・せん」は、その次の段階ですから、そういう意味において先ほど来から私は町長にお伺いしよるわけです。

そういうことで、この合併問題についてはですね、先ほど私が言いました住民投票は事柄を選ぶもんであると、要するにこの住民投票ちゅうのは先ほど来から私が言う、そういう色んな不純物が混ざってないちゅうことですね、

まあそういうことで、今回、住民投票を是非するような方向で町民に住民投票の機会を与えていただきたいと思います。

最後に、町長から住民投票は是非必要という言葉を期待いたしまして、私の質問を終わります。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

法定協に入るようにということで、佐世保市と宇久町の方には私は付議をいたしました。

その結果、佐世保市も宇久町も付議しないということは、加山議員さんもご理解いただけていると思いますが、ただ私はこの住民投票条例は付議しない、上程しないとは言っておりません。

これは議会が決めることでございますので、それによって私は議会の意見を十分尊重して、そういうことをするというこ

とでございますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　次に、三番・小辻隆治郎議員

三番（小辻隆治郎）　昨年十二月に、町議会議員四名によって、「小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定案」が提起され、そして今回もまた同様の内容でもって住民の側から条例案の制定を求める請求がなされました。

住民投票は、その名のとおり、住民の意思を問う投票であります。

去る四月の統一選挙において、合併問題を前面に押し出して町長選が実施されたことは記憶に新しいところであります。その結果、合併しようにも合併できないとする現在の町長が当選なされました。この選挙が合併問題を争点にした選挙であったことは紛れもない事実だと考えます。

前の町長は、選挙前に合併推進の立場から、各地区の集会所において合併賛成の説明に廻られました。また各報道機関も、小値賀町長選は合併の是非をめぐる選挙であると報じており、更に選挙期間中、合併か否かにつき、町議会議員の候補者も選挙活動を行って多数の住民の皆様がこれに応えて集まってくれました。

したがって、去る四月の統一選挙は合併の是非を住民の皆さんの前に公開したということで、立派な住民投票であったことは疑いのないところであります。

最近、県内で合併の是非を前面に出した町長選が続けて実施されましたが、いづれも選出された町長の方針に沿った方向にその後の流れが推移しておりますことも、ひとつ証拠となりえるだろうと思います。

去る四月の町長選が町長選であって、合併を争点にした選挙でないということで、今回の住民による条例制定の直接請求がなされました。

しかし、私は以上述べた理由で、この前の町長選が住民投票でもあったと考えております。民主主義制度において多数決の原理というのがあります。首長選で一票でも票の多い方が首長になるわけです。そして、これに対立した人達は、その後協力する立場に変わらなければならないというのが、この原理の趣旨であります。そうすることで自治体が一致団結して前進することができるわけであります。

もし、仮に今回、住民投票ということになれば、先に実施された私の言う住民投票の結果を無に帰することになりはしな

いか、そうとすれば、町が更に混乱した状況に陥ることは火を見るより明らかであります。
今後は際限のない、暗くて疑心暗鬼に満ちた活力のない小値賀像に変化していくことでしょう。今でもその兆候が現われております。
さて、山田体制になって一年近くになろうとしておりますが、この合併問題でなかなか山田町長は自分の政治信念を遂行しにくい状況になっております。先ほども言ったように、去る四月の選挙で山田町長は充分民意を反映した票数で支持されたものであり、住民が合併しないでいくと判断したことは疑いのない事実でありますから、むしろ積極的に山田町長は自分のカラーを、今後は勇気をもって遂行していくべきだと考えます。
合併をしなければならない時点はいつか、私も合併は吝かではありません。
しかし、合併することで小値賀町が広域的に拡大することが本当に必要不可欠と、そうした判断をした場合に考慮に入れてもよいことで、現在のように地域住民の活力が未だ示されていない段階での合併は、ただただ衰退のための合併にすぎないと考えます。
したがって、今すぐにの合併は小値賀町を目的のない島に、主体性のない島に変化させることにほかならないと考えます。街のヴィジョンをしっかり練り上げ、方向付けをし、持続的な精神力をもってすれば、必ずや当小値賀町は立派な自治体に成長することには間違いありません。
そのためには、現在の山田体制を信じて町民の皆様が一致団結して協力することが必要なのです。山田体制は今までと違って開かれた自治体を目指しております。住民が行政に参加できる仕組みを作り、住民の声を行政に反映させるべく、日頃活動しております。その成果も徐々にではありますが出てきております。自分の町は自分達の手で育てるというプライドと、独立不羈の精神をもってすれば、単独で運営していくことは充分可能であります。
そこで町が単独で行くために何をなすべきなのか、以下、三点について町長にお伺いします。
一つ。徹底した行財政改革が必要だと思いますが、今までどういう形で示されたか、また今後の方針はどうなのか、お伺いします。
二点目。地域の活性化として、どういう施策を考えておられるのか、お伺いします。
三点目。高齢化によって老人福祉問題は大事な問題であります。現役を退かれた人達が安心して住める島にするために、

どういう方策を考えておられるのか、お伺いします。
再質問は自席から行います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　小値賀町が単独で行くには、小辻議員が質問されているとおりであると私も考えます。
町長に就任後、直ちに小値賀の将来はいかにあるべきか、どうすれば町単独でやっていけるのか、そのためには経費削減をいかにするか、課の統合等の行政改革、漁業、農業、商工会、観光行政等、将来どうすればいいのかを考え、庁舎内に研究会を作くることを職員に提言いたしました。
提言を受けた一部職員により、小値賀再生のため、機構改革班・財政対策班・地域活性化班の三班からなる、プロジェクト委員会を立ち上げ、調査・研究を始めました。プロジェクトを作り、作業を進めていることを全職員に説明し、理解と協力を求め参加者を募り、住民の方にも参加していただき、現在活発に活動中であります。
まず第一点の、徹底した行財政改革が必要でないかとの質問でございますが、財政班では小値賀町の今後の財政については、全員協議会等の折に皆様にはご説明いたしましたし、また、ご存知のように、昨年九月二十七日から十月十一日までの間に、十四地区で十五回の説明会を実施し、理解していただけたものと思っております。
ちなみに、財政計画は平成二十六年度までを策定いたしております。
行政改革については、各課・各係の業務を見直し、役場がやるべきこと、民間で出来ること、住民で出来ることを分析し、町と民間が協働出来る組織作りを目指します。また、役場庁舎内においても、課の統合、係を廃止し班編成に、幼稚園・保育所の一元化を行い、経費の節減を図ります。
二点目の、地域の活性化についてお答えいたします。
地域活性化を研究していく部門として、経済活性化班を作りました。小値賀が小値賀として存在するためには、特に重要な部門であると考え、経済活性化班を更に産業振興隊・福祉教育隊・観光推進隊の三班に分けて活動しております。
まず産業振興隊では、産業の振興を図ることが地域活性化に繋がるという基本理念を基に、生産者の所得向上と雇用の場の確保のため、町民の積極的な参加を呼びかけ、生産者・商業者・消費者が一体となった「地産地消」を柱とした産業の振興策、及び新製品開発の調査検討を行なっております。

次に観光推進隊では、観光推進隊としては交流人口の増加対策として、色々な観光施策を検討してまいりました。その中の一つとして、野崎島と本島と連携した集客体制の整備が上げられ、現在、官民一体となって協議を重ねているところであります。また、会議を進めていく上で、観光客等の受け入れ体制の充実を図る必要性があると認識し、旅館業者に対し、アンケート調査を実施し、結果を分析中でございます。この件については、結果を基に今後の観光業の活性化を目指し、旅館業者の積極的な参加のもと、共に知恵を出し合い、新しい企画を進めていきたいと考えております。

次に福祉教育隊では、一人の人間として普通に生活できる環境作りを目標に、小さな自治体ならではの、きめ細かな顔の見える小値賀らしい福祉サービスが受けられるような事業を進めねばならないと考えております。現在、グループホームのことについて検討を行っております。

三点目の、現役を退かれた人達が安心して住める島にするための方策でございますが、次のようなことが必要であると考えております。

住み慣れたこの島で健康を維持しつつ住み続けることができ、要介護状態になった時には、高齢者の希望に応じて必要な介護を受けながら、自宅での生活を続けていくことが大事であると考えております。

しかし、今後ますます高齢化が進行する中で、介護認定者の増加、介護の程度の重度化、独居高齢者の増加、女性の社会進出による家族介護力の低下などが予測され、介護に関する問題は老後の最大の不安要因となっております。

そのための基本理念として、要介護状態にならないための又は要介護状態を進行させないための予防事業に力を入れます。高齢者の心身の状況やその置かれた環境等に応じて、自らの選択に基づき、適切な福祉サービスが総合的かつ効率的に提供される体制作りを進めます。高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限り、自宅においてその人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

では、町が単独でいくための施策でございますが、大変難しい問題であると認識しております。つまり、老人福祉を充実すればするほど、そのための経費がかかり、当然町の負担が大きくなるからです。

そこで、老人保健福祉計画にも謳われているとおり、高齢者のニーズに応え、町にあまり負担をかけない事業として、高齢者のためのグループホーム建設が設置出来ないかと考えております。これは、今後ますます増加するであろう高齢化による痴呆者が共同生活をするための施設であり、効率的に事業が出来ないものかと現在、小値賀町産業活性化プロジェクトチ

ームにおいて検討いたしております。また、高齢者自立支援を系統的に組織化するために、健康日本21を平成十七年度に計画してみたいと考えております。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　小辻議員

三番（小辻隆治郎）　最初の一点目の、行財政の徹底した改革でありますけれども、今後そういう形で、来年度の計画でも改革案が出されておりまして、本会議でもこれを審議する予定になっとります。

ただ、地方交付税が減る中で、非常に厳しい予算の編成に今後はますます強いられると思います。そこで、色んなやり方、対策を立てていかなければならないと思われます。

で、少し調べましたけども、例えば、人口二千六百人の長野県栄村では、五年後の二〇〇八年を想定して、村の「将来像モデル」をまとめたそうです。その中で一つ、村長ら特別職は報酬三〇％削減、収入役は助役が兼任し、教育長も非常勤化、職員数は九十二人から八十五人に減らし、その上で給料を一五％削減する。

二番目に、村議会の議員定数を十六から四削減した上で、報酬を三割減にする。

三番目、水道料金は倍額に値上げなど、大変厳しい項目を策定しております。

この策定の参考資料になったのが、昨年、アンケートを行った結果、「合併について協議するより、もっとみんなで栄村の将来の村づくりについて研究した方が良い」という意見が大勢を占めたからであります。

同じ長野の泰阜村は、村長さんが言っております。「自律は苦渋の選択だ。しかし合併したら村が消えていく速度が、合併と自律とでは異なる。そうした認識の上に、自律のために行政サービスを削っていって、最後に残るのは福祉だと思う。道路や建物ではない。」と、述べておられます。

更に、我々が去年行きましたけども、『合併をしない宣言』を日本全国で初めて出した福島県の矢祭町は、役場内に『自立推進課』なるものを新設して、町の機構を可能な限り簡素化し、歳出を抑制、予想される財源の縮小に耐えられる体制を目指しております。

その根底にある考え方は、「職員が意識を変えて自助努力し、地方行政の担い手として地域を支えていく」との使命感であります。「美しい自然の中で、安心して豊に暮らせる町、住民一人ひとりの顔、そして体、名前、それらが大切にされる

町」という、掲げた理念を実現していこうという熱意であります。
合併すれば、活気のある地域に人が流れて、過疎化と居住者の高齢化が進み、町の空洞化が避けられなくなります。
山田町長においては、これら先輩達の知恵を拝借して、よりよい小値賀をつくるために精進なされることを切に願う次第であります。
今後、今言ったように、地方交付税・補助金等も削減される予想です。そのためには尚一層の歳出の削減に努めることが必要だと考えられます。そのお覚悟だけは腹の底にもってもらいたいと思います。
更に、地域の活性化は行財政改革が一方だとすれば、地域の活性化は車の両輪の、もう一つの一輪だと考えます。行財政改革、行財政改革では、町民が暗くなる一方です。「削減、削減、辛抱しろ、辛抱しろ」、
ただその一方で、地域の活性化は非常に町民、住民に希望を与えるものであります。そうすることによって、若者が島にUターンし、町が活気づくことは目に見えております。何をすることが地域の活性化につなげることが出来るか、試行錯誤の面もあるかも知れませんけども、不退転の覚悟をもってやれば必ず道が開けてきます。
かの松下幸之助氏の言葉に、たった一言、「やってみなはれ」という名文句がございます。（笑い声あり）
無謀な試みはもちろん駄目ですけども、周到な計画の下に、みんなで一致団結して行動しなければいけないと、そう考えます。
次に高齢化問題も、これこそ避けて通れない問題であると思います。現役時代に一生懸命に働いて、役に立たなくなったらポイすてろ、そういう形の社会だけは出来るだけつくりたくありません。我々もその世代に入ってくる世代でありますから、現在の老人を大切にする社会をお互いにどうしたらいいか考えてやっていこうと考えております。
先ほど、「グループホーム構想」というものが出ておりますけども、これも聞くところによれば、若い人達が週に一回集まって知恵を出し合いながら、次の問題点を出し合いながら、次の解決策を出しながらやってるようです。
大変、若者を中心にして役場の若手を中心にして、そういうことを町のために頑張って行くという、そういう意識が出ただけでも、小値賀町にとっては一つの財産ではないかと思います。
そうして山田町長においては、そういう若い人の意をくみながら、そしてその考え方が良いのかどうかの判断をしながら、一歩一歩前進して行ってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えをいたします。

第一点目でございますが、町長の報酬の削減ということでございます。

前年、特別職報酬審議会を開いていただいたわけでございますが、四月か五月にはまた特別職報酬審議会を開くように計画をしております。

それから、この課の統合とか、係の廃止につきましても、速やかに実施したいと思っております。

それから、職員会からの要望などもありまして、管理職手当のカット、それから特勤手当のカットということもございますので、これも前向きにやりたいと思っております。

二点目の、地域活性化のプロジェクトチームの案がまとまり次第、皆様とよく相談しながら年次計画を立て、実行に向けて頑張りたいと思っております。

三点目でございますが、今、一つの案としてグループホームということで、今、特老が満床、いろいろ高齢者の増加ということで、この件につきましても果してどのくらいで出来るのか、一ユニット五人から九人というふうにお聞きしておりますが、これについてもアンケートで二十人位は要るんじゃないかというふうにお聞きしております。

そういうことで、今、役場の若手のプロジェクトチームの皆さんが毎週三回ほど、時間外を付けず一生懸命取り組んでいることに関しまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思いますとともに、もうしばらくの間、時間をいただければ議会の方にも提案するように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

―　休　憩　　午　前　十一時　四十六分　―

議長（近藤一輝）　再開します。

―　再　開　　午　後　零　時　五十八分　―

日程第五、議案第三十一号、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長（山田憲道）　提案理由をご説明いたします。

平成十六年二月二十四日、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定についての請求が、中村　正氏から千五百名の連署により提出があり、同日請求書を受理したところであります。

条例案につきましては、制定請求者からのものを添付いたしております。

町長の意見書につきましては、議案第三十一号に添付しているところでありますが、地方自治法第七十四条第三項の規定により、ただいまから町長としての意見を申し上げます。

意　見　書。

本条例は、小値賀町が佐世保市及び宇久町と合併することの可否について、町民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を制定することにより、これによって示された町民の意思を確認することを目的としており、住民投票の期日を「本条例施行の日から四十日以内」としているものです。

現在の地方自治制度の基本的仕組みは、住民から選挙で選ばれた議会と長による代表民主制であり、住民投票制度はこれを補完する手段となっています。

本町は、平成十三年六月四日、市町村合併について考える「岐路に立つ小値賀を考える特別委員会」を議会内に設置し、調査・研究がなされました。その結果、「市町村合併はすべきではない」という結論に達し、平成十四年三月十五日の最終報告をもって、その活動を閉じております。

しかし、平成十四年二月に実施したアンケートの結果、合併協議会に加入し協議をとの要望が高かったことに鑑み、平成十四年五月二十一日、佐世保市・宇久町・小値賀町による任意合併協議会を設置しました。その後、合併に関する協議に入りましたが、昨年十月二十八日、七回目まで進んでいた合併協議会をもって、佐世保市・宇久町・小値賀町任意合併協議会

を脱退いたしました。
これを不服とした合併を求める町民から、平成十五年十一月四日、合併協議会設置の請求が、また、本年二月二十四日、「小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定について」の請求がされましたが、佐世保市・宇久町より法定協議会へ進むことを否定されている状況の中で、町民から請求のあった住民投票を実施することは、今後の町政の運営に支障をきたすばかりではなく、いたずらに町民に混乱を招くばかりであると考えます。
以上の理由から本条例案については、制定の必要はないと考えます。
以上、町長の意見書を付して議案の提案といたします。
よろしくご審議の方、よろしくお願いいたしたいと思います。
以上でございます。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声なし）

議長（近藤一輝）　質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声なし）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
しばらく休憩します。
（意見陳述人・中村　正氏入場）

―休憩　午後一時四分―

―再開　午後一時五分―

議長（近藤一輝）　再開します。
ここで地方自治法第七十四条第四項の規定により、住民投票条例制定請求代表者の意見を求めます。

中村　正さん、お願いします。

意見陳述人（中村　正）　住民投票条例制定請求案の審議にあたり、意見陳述の機会を与えていただいた議会に対し、厚く御礼を申し上げます。

請求の要旨を申し上げます。

佐世保市・宇久町とは、古くから海上交通を利用した産業・経済・医療等生活の各分野で深いつながりがあり、また行政では、昭和四十六年以来、佐世保地域広域圏の一員として消防・観光・福祉・行政等でも協力関係を継続してきております。

平成十二年の「地方分権一括法」の施行以来、地方分権・地方行財政改革の推進が求められる反面、少子・高齢化、過疎化は確実に進行しており、これに対応するには、小規模自治体で自主財源に乏しい小値賀町のみの対応は大変難しいのではないかと思われるのであります。

佐世保市は、広域的な行政体制・行政基盤も確立され、特に福祉施策に重点がおかれており、合併すれば、多様化・高度化する住民の要望にも適切な対応が可能になると期待でき、また、合併により財政基盤の強化が図られることにより、例えば、地域交流型観光施設開発等の広域的な町づくりの実現も可能になるものと思われます。

先日の新聞報道によれば、佐世保市が実施した宇久町との合併の可否を問うアンケートによると、過半数の市民が合併止む無しという、予想外の結果となっております。

このような状況から、住民の関心度も高くなりつつあるのでないかと思われるのであります。

また、県内の町村の中には、合併問題の最終判断を住民投票により実施されているのはご承知のことと思います。このことは、民主制度の基本理念が国民に定着した住民主権の現われだと思います。

当町の合併問題も、小値賀町の将来を左右する重要な問題でありますので、住民全体の意向を直接問い、合併の是非を町民の意思に委ねるべきであると強調し、私の意見陳述を終わります。

識見豊な議員皆様のご賢察をもって何卒ご賛同のほどをお願い申し上げます。

（中村　正氏意見陳述人席に一旦もどる）

意見陳述人（中村　正）　議員の皆様にお断りを申し上げたいと思います。

私は、合併推進派の指導員ではございません。

ただ、皆様の同士の気持ちの上で、「ひとつ代表となってくれないか」ということでなりましたので、私の皆様の質問によって私の答弁が同士に迷惑をかけるやも知れないし、また、将来的に言質が残るとすれば問題がありますので、皆様のご質問は受けかねますので、これで退場させていただきます。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後一時十一分―

―再開　午後一時十七分―

議長（近藤一輝）　再開します。

意見陳述が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

十一番（黒崎政美）　提案の理由も意見陳述も慎重に拝聴したところでありますが、私はどうしても拘りたいことがあるんですよね、何故、住民投票条例に規則が付いてないのか、これは法的に提案者の町長が出すべきでありますが、双方意見が違う、それだったら、何故事前に双方が話し合って、その規則を作ることが出来なかったのか、甚だ私は疑問に思います。

それと、この条例案のどこかに「条例に関して必要な事項は、町長が定める。」となっとります。確か十七条じゃったと思いますけども、「この条例に関しては必要な事項は、規則で定めるものとする。」とあるわけです。

我々は審議する時に、当然規則があって審議が出来るものと、いうふうに私は理解しております。殆んどの条例案というのは、揃ったところであるわけであります。

よって、何故、議会に対して条例案を提出するなら、もう少し意見陳述人と町長とのすり合わせが行われなかったのか…、それほど簡単な問題じゃないと思うんです。小値賀の将来を左右するかもわからない条例案を審議するんですから、そういう方面の配慮は議会に対して必要でなかったか…、まず、それを申し上げます。

あと一点、意見陳述人に質問します。

議長（近藤一輝）　黒崎議員、その一件だけにして下さい。

規則がないのは何故か、ちゅうことでしょ、その一点にして下さい。

十一番（黒崎政美）　わかりました。

議長（近藤一輝）　中村　正さん

意見陳述人（中村　正）　ちょっと規則問題になると、私は……。

（黒崎議員、自席より、答弁を町長に求めるような発言をする）

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

八番（伊藤忠之）　中村　正さんにお伺いいたします。　　伊藤議員

本日は大変お忙しい中、大変な気持ちで今日議場に入られてると思います。

そこで質問いたしますが、昨年の十二月の議員発議による住民投票条例案が否決されましたけども、そのことに関しまして中村　正さんはどのように捉えておりますか、お伺いいたしたいと思います。

議長（近藤一輝）　中村　正さん

意見陳述人（中村　正）　それはもう当然、議員発議が否決されたなら、これは私どもの出る番じゃなあと、そういうな考え方をいたしました。

やっぱり住民がこれだけ盛り上がっておるのですから、ここで引っ込む手はないと、そういうなことでやっぱり同士と協議をいたしまして、このような結果になったわけでございます。

議長（近藤一輝）　黒崎議員、ほかにありますか。

（黒崎議員、先ほどの質疑に対しての答弁を要求する）

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後　一時　二十二分―

―再開　午後　一時　二十四分―

議長（近藤一輝）　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

七番（岩坪義光）　中村さんに質問いたします。　　岩坪議員

先の選挙におきまして、前町長が中間報告しながら合併して行かなければと言いながら選挙があったわけですが、その時

は町民の意思は確認できたものと私は思っております。
今、この賛否を問う条例案が出されておりますけども、有権者がそれぞれ充分な情報をもった上で判断し、賛否のいずれかの投票を行うことは最重要と思いますが、中村さんはこの賛否を問うとこの、この情報をどのように考えておるのか、その考えをちょっとお伺いいたします。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後一時二十六分―
―再開　午後一時二十七分―

議長（近藤一輝）　再開します。

意見陳述人（中村　正）　情報公開をどのようにするのかということですが、私達の『考える会』としての考えは、もう機関紙以外にはないと思います。他に情報（公開）する方法はないと思います。機関紙だけと思います。

議長（近藤一輝）　黒崎議員

十一番（黒崎政美）　私の意見取り消しが休憩中でありましたので、改めて先ほどの私の発言は取り消させていただきます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
しばらく休憩します。

（意見陳述人・中村　正氏退場）

―休憩　午後一時二十八分―
―再開　午後一時二十九分―

議長（近藤一輝）　再開します。
本案に対しては、加山雅徳議員から、お手元に配りました修正の動議が提出されております。
したがいまして、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。　加山議員

一番（加山雅徳）　議案第三十一号、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定に対する修正案の提案理由をご説明いたします。

去る二月二十四日に、住民投票条例の制定請求が受理されました。しかしながら、条例案の内容に不備な点、また分かりにくい点もあり、修正案を提案します。

その内容としまして、新旧対照表によりご説明いたします。

第一条中「町民の意思を確認する」を、「町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすることにより、将来の住民の福祉向上に資する」に改めるものです。

次に、第二条中「是非」を、「可否」に改める。これは条文中の文言の統一を図り改めるものです。

次に、第三条第二項中「町長は」を、「町長、議会は」に改め、「最大限」を削るものです。

これは、町の意思決定機関として存在する、議会を加えたものです。

次に、第五条中「日曜日」を、「日」に改めるものです。

次に、第十一条第一項中「投票用紙の合併の選択欄に、単独に賛成のときは、単独の選択欄に」を、「投票用紙の合併の賛成欄に、合併に反対のときは、反対の選択欄に」に改めるものです。これは、合併に賛成か反対かを明確にするため、「単独」という文言を「合併に反対」という表現に替えております。

次に、第十三条第五号中「合併、単独」を、「合併に賛成、反対」に改めるものです。

次に、第十五条の次に、「（住民投票の成立）第十六条　住民投票は、投票資格者の二分の一以上の投票により成立するものとする。」、第二項に「規定する要件を満たさない場合においては、開票を行わないものとする。」を加えるものです。

以下、順次、十六条を十七条に、十七条を十八条に繰り下げるものです。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長（近藤一輝）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤議員

八番（伊藤忠之）　せっかくの修正案が出ておりますので、私は二点ほど、お伺いをしたいと思います。

まず、これによりますと、第十四条の「結果の告示等」という欄があります。

（傍聴席から携帯電話の音が鳴る）

これは、結果を告示する場合にはですね、「投票運動」十五条、投票・開票及び十六条が終わってからの選挙結果が出た後の、結果報告と私は思っておりますので、この十四条は、十八条の最後にくると私は思っておりますけども、その件についてもお伺いをいたします。

それから、私の持ってるこの資料にはですね、情報の提供という条項が必ず載っております。で、かねてから情報公開は言われておりますけども、この情報の提供の分をですね、私は入れてほしいと思います。

参考にちょっと読ましていただきます。

「町長は、住民投票の適切な執行を確保するため、小値賀町の合併問題について町民が意思を明確にするのに必要な情報提供に努めなければならない。」と載っております。更に、「必要に応じて公開討論会及びシンポジュウムも規則で定める。」ということも参考になればと思いますが…、

その件に対してはどのように考えておられますか、お伺いします。

議長（近藤一輝）　加山議員

一番（加山雅徳）　今の、伊藤議員のちょっと最初のやつがちょっと解からんやったもんですから、再度ちょっと説明お願いします。

議長（近藤一輝）　伊藤議員

八番（伊藤忠之）　議案三十一号の一番最後の頁ですね、最後の頁に、第十四条の「結果の告示等」というのがあります。これはですね、結局、投票の結果を告示するやつですから、第十五条の「投票運動」、並びに第十六条の「投票及び開票」、これが終わって結果が出てからの投票告示でありますので、十四条はですね、先送りして十八条にもってくるような質問をしたと思います。

（傍聴席から二度目の携帯電話の音が鳴る）

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後　一時　三十八分―
―再開　午後　一時　三十九分―

議長（近藤一輝）　再開します。

一番（加山雅徳）　今、伊藤議員さんからの意見は、確かにこの十四条につきましては、おっしゃるとおり十八条の方にもっていきたいと思います。

で、二点目の情報提供ということですが、これについても確かにこういう文言を入れた方がいいと思います。

以上です。

議長（近藤一輝）　ほかにありませんか。

質疑ありませんか。

十番（立石隆教）　第三条において触れられておりませんけれども、改正案にですね…、触れられておりませんが、これについても少し検討する必要があるのではないかということで、提出者のご意見を伺いたいと思っておりますけども…、

この第三条に「住民投票は、本条例の施行の日から四十日以内に、これを実施するものとする。」と、こういうふになっております。

先ほど、質問の中でも、情報の提供っていうのが抜けてるではないかと、まあそういうことを重要な問題であるからやるべきである、ということで意見が出されております。私も同感とするところであります。

そういたしますと、情報の提供をするには時間が必要です。これは「四十日以内でやれ」ということになれば、逆に町長は十日でも五日でも出来るということであります。で、本来なら、住民の皆さんにこの条例の意図とするところ、それから今回のことで言えば、合併の問題についてどのような問題点があって、「賛成・反対」、「合併する・合併しない」ということについての判断を出来る情報っていうもの、やっぱり提供していただかないと住民の皆さんは自信をもって投票できないということであります。

したがいまして、その期間を設けるということは大事なことでありますから、そういう意味では、この四十日以内ではなくて、逆に、例えば「四十日以上経った後の日曜日」とかですね、或いは「六十日経った後の」、いうような書き方がすべきではないかなあということを私は思っております。

と言いますのは、他の日本あちこちで合併問題に対する住民投票条例が制定されております。それを見ますとですね、「何日以内にやれ」という書き方よりは、「何日を過ぎた後にやりなさい」という書き方の方が多いんです。それは情報を提供するということが、期間が必要だということを示していると思います。そういう点におきましては、ここは替えなくて良いんだろうか、という疑問を生じておりますが、提出者はどのようにお考えなのかなということを伺います。

議長（近藤一輝）　加山議員

一番（加山雅徳）　今、立石議員さんの意見ですが、確かに町民の皆さん方にこの情報提供する時間を与える方が良いんじゃないかということですが、実際、この四十日過ぎたという表現にした方が良いんじゃないかっちゅうことでしょうけど、私個人の考えでいけばですね、私はこの原案に対して修正かけたわけですが、四十日以内でもそりゃ皆さん努力すれば、それなりの町民の皆さん方に情報の提供は四十日以内でも私は出来るんじゃないかなあと、いう気がしております。

だから、大変町民の皆さんもこれに関心があるから、今日こうして傍聴にみえられとるわけですから…、

（傍聴席から三度目の携帯電話の音が鳴る）

それをやろうと思えば、出来るんじゃないかなあと、いう気持ちでございます。

以上です。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員

そこのところもまだまだ議論をすべきところかなあ、というふうに思います。

更にですね、せっかく、より良いものにしようということで修正案を提出されてるのですから、より良いものにしたいなあと私も思いますので、そういう点で更にお伺いをしたいと思いますが…、

例えば、投票資格者の第六条のところでございますけども、これについても触れてはおられないようですが、例えば他の町村の合併問題を見ますと、我々にとってこの問題っていうのは、一・二年の問題ではなくて、例えば五十年、百年先のことまでも影響を与えるような問題だということから、投票資格者をですね、十五才以上とか、十八才以上とかっていうふうにしてる所もございます。

で、この住民投票条例の案では、これはあくまでも普通の選挙と一緒で二十才以上でありますが、そういうその将来の問題は何も二十才以上だけの問題ではないという観点から、もう少し年齢を下げて、十八才以上とか十五才以上ということも

考えられないのかなあと、そのことについて提出者はどうお考えかな、ということもお伺いをさせていただきます。

議長（近藤一輝）　加山議員

一番（加山雅徳）　確かに立石さんの言われるごと、他の町村の例を見た限りでは、十五才以上とか、まあそういう事例もあっとるようでございます。

まあそこら辺含めまして私も立石さんの意見に賛同します。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　これで終わりますけども…、

もう一点ですね、この条例案の中で触れなくてもいいのかなあと思うところがございます。

それはですね、投票者のですね、例えば目の見えない方の投票をどうするのかとか、それから「マル」か「バツ」も書けない人の代理投票はどうするのかとか、それから先ほど情報の提供ということで、賛成・反対の方々がそれぞれ「私の考え方に皆さん賛成して下さい」ということで、運動をされることについても、これは自由だというようなことを書かれておりますが、この運動はいつまでで終わらなければいけないのか、例えば投票の当日まで良いのか、前日までなのか、三日前なのか、というようなことについても、これには規定がされておりません。

そういうこともですね、少しきちっとしとかないと後で有耶無耶になって禍根を残すことになるのではないかな、という恐れも感じておりますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

二番（土川重佳）　議長、動議、休憩をお願いします。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後　一時　四十九分―

―再開　午後　一時　五十八分―

加山議員

議長（近藤一輝）　再開します。

一番（加山雅徳）　先ほどの立石議員さんからのご質問ですが、文字が書けないとか、文盲の皆さん方の対応をどうするかということでございますが、これはあくまでも、ここに第六条に書かれてあります選挙人名簿の中で、登録されている中で、

そういう人については当然そういう登録でされとると思います。
そういう意味で、そこら辺の規定は、公職選挙法の中で謳われてるとおりで良いんじゃないかなあと、私は思います。
それと、二点目の運動の期限ですが、これ確かにそこら辺のところが抜けております。
それについては、色んなところを補足しまして議員皆さん方がそこら辺の提案をしていただければ、より良い住民投票条例案が出来るんじゃないかなあと、思います。
以上でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

四番（浦　英明）　この修正案のですね、第十六条ですね、一番最後の方ですけど、これ「住民投票の成立」というふうに書いております。これは、投票率を謳ったものであろうと、いうふうに思っております。
ここに一応追加してもらいたいなと思うのはですね、賛否の格差ですね、賛否の格差が僅かな場合はどうするかと、こういった項目が必要かと、いうふうに思っております。
例えばですね、賛成が四九％、反対が四八％、残りは三％位になりますかね、これであった場合、賛成が四九％でも、そのとおり成立するものか、或いは賛成・反対のいずれでも五〇以上％を有効とするのか、こういったものを付け加えていただければと、いうふうに思っております。
それと、請求の制限期間についてですけど、一度実施した事項については、この住民投票は同じ内容の提案では二年間は実施できないと、いうふうな項目、この項目も追加していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

二番（土川重佳）　議長、休憩お願いします。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後　二時　二分―

―再開　午後　二時　五分―

議長（近藤一輝）　再開します。

一番（加山雅徳）　浦議員の質問にお答えします。
十六条に書いてありますように、「投票資格者の二分の一以上の投票により成立するもの」、ということでございますか

ら、要するに五〇％以上の投票率であれば成立するということでございます。
あと二点目ですが、この条例の一番最後に附則として書いてありますように、「この条例は投票日の翌日から起算して九十日を経過した日においてその効力を失う。」ということでございますから、今、浦議員さんから言われた分については、この条例案については、九十日で効力を失うちゅうことでございます。
それ以降の二年ということについては、この条例案には記載しておりませんので、そういうことでございます。
以上です。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

八番（伊藤忠之）　私は、本定例会にあたり動議を提出いたします。

伊藤議員

小値賀町議会は、市町村合併を最重要課題として取り組み、議論してまいりました。
去る十二月の、議員発議による住民投票条例案は否決となりましたが、今回の町民の署名による住民投票条例制定の直接請求を重く受け止め、町民の声を充分認識した上で本条例案をこれから議論し、将来の小値賀町民の福祉向上につながるよう、努力すべきと考えます。
つきましては、ただいま議題となっています「議案第三十一号」については、議会内に議長を除く委員定数十一名で構成し、任期を調査終了時までとする、「小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会」を設け、あわせて閉会中の継続審査として、調査終了時まで慎重な審議をしていただきたく動議を提出いたします。
（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　ただいま伊藤議員から、議案第三十一号については動議が提出されました。
しばらく休憩します。

―休憩　午後二時八分―

―再開　午後二時二十五分―

議長（近藤一輝）　再開します。
ただいま伊藤議員から、議案第三十一号については、議長を除く十一人の委員で構成する「小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会」を設置し、これに付託して審査することの動議が提出されまし

た。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会設置についての動議を日程に追加し、追加日程第九として、ただちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第九として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝）　起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第九として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

―休憩　午後二時二十六分―

―再開　午後二時三十四分―

議長（近藤一輝）　再開します。

追加日程第九、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会の設置についての動議を議題とします。

おはかりします。

この動議について、議長を除く十一人で構成する小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会を設置し、これに付託して、なお、閉会中の継続調査とし、期間は調査終了までとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

十一番（黒崎政美）　議　　長（指名ないまま発言する）

あのぉ、調査終了時までとなりますと、期間が判らないわけですよね、私は早急に、早い時期に、出来るだけ早く調査を

終わらせたいと、いうふうに考えております。
　これ、特別委員会を調査終了時までって、そういう漠然としたあれよりも、私は期日を何月何日までと、決めるべきじゃないかというふうに思います。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休　憩　午後　三時　三十五分―

―再　開　午後　三時　三十六分―

議長（近藤一輝）　再開します。
　異議がありますので、起立によって採決をします。
　本動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）

議長（近藤一輝）　起立多数です。
　したがって、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会については、議長を除く十一人で構成する特別委員会として設置し、なお、閉会中の継続調査とし、期間は調査終了までとすることに決定しました。
　しばらく休憩します。

―休　憩　午後　二時　三十七分―

―再　開　午後　二時　五十分―

議長（近藤一輝）　再開します。
　おはかりします。
　ただいま設置されました、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条の規定により、黒崎政美議員、立石隆教議員、横山弘蔵議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、松永勇治議員、末永一朗議員、浦　英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会委員に選任することに決定しました。

小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条第一項の規定により、互選していただいております。

小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例制定特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に横山弘蔵議員、副委員長に松永勇治議員、以上のとおりであります。

日程第六、議案第二号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

議案の朗読を省略して、本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第二号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議会議員の費用弁償としての旅費の支給につきましては、一般職の職員と同様な支給が行なわれております。

今回の職員旅費支給条例の一部改正は、国内運賃の日当・宿泊料・食卓料を改正するものでありまして、それに伴い、費用弁償に係る旅費の支給の「国内運賃別表一」を改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

（傍聴者の多数が議長の許可なしで議場を退場する）

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―　休　憩　午　後　二　時　五十五分　―

―　再　開　午　後　二　時　五十六分　―

議長（近藤一輝）　再開します。
これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第二号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第二号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
総務課長（大黒泰三）　議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案についてご説明い

総務課長

たします。

公職選挙法の一部を改正する法律により、各市町村で行なわれる不在者投票を期日前投票へと改めることになり、その選挙執行経費基準法の改正が行なわれました。

それに伴い、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の改正が必要になりましたので、別表中、「投票管理者の期日前投票所」の報酬日額を一万一千二百円、「投票立会人の期日前投票所」の報酬日額を九千六百円追加するものでございます。

また、「薬剤師」の報酬を改定することにしておりますが、学校薬剤師は学校保健法の定めるところにより、すべての学校に任命委嘱されることになっております。

現在の学校薬剤師の業務を見ますと、プールの検査、教室の空気・明るさの検査、医薬品等の管理、薬物乱用防止に関する講演、ダニ・シラミ等への対策助言、水道や給食設備の衛生状態管理など、その業務は多岐にわたっております。

その様なことで、他町村の学校薬剤師の報酬の調査をいたしましたが、あまりにも較差がありましたので、今回、各学校の年額報酬を七万五千円に改めるものでございます。

また次に、日額委員の報酬の見直しにつきましては、行政改革の一環として日額千円に改定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　各種委員等報酬及び費用弁償条例を見ますと、報酬の額については、第二条に、別表に定めてあります。ただ、その支給方法については、第四条にそれぞれ規定してあります。

そこで、総務課長にお尋ねいたします。

報酬は、役務の対価としてのその職務の内容を勘案し、日額報酬又は年額報酬を定めてありますが、役務の対価として与えられる反対給付の意味をどう解釈されているのか…、これが一点。

また、改正内容を見ますと、日額報酬現行五千七百円から五千五百円を、一律千円に改められております。この日額報酬千円は、役務の対価として支給する報酬と言えるのかということと、年額報酬の額についての検討はなされたのか、これが

松永議員

二点、三点ですね、

それと、投票管理者及び立会人の日額報酬を、当日投票所と期日前投票所に区分してありますが、これは恐らく時間がちょっと一時間半ばかり違いますので、それによってなされたとすればですよ、執務時間によって格差をつけたとするならば、離島繰上投票区は午前七時から午後四時までと思いますが、繰上投票についても区分して報酬の額を定める必要はないのか、以上、四点についてお尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　その日額報酬の件ですけど、それぞれ会議の内容が違いますけど、約大体三十分の会議もありますし、十分の会議もありますし、一時間位の会議もありますし、そういうとこで、これはもう一つ一つ精査したら何だからちゅうことで、一律千円にしております。

それと、当日の投票所と繰上投票ですけど、繰上投票所の場合は四時に終わるわけですけど、こっち帰って来て（向こうに）帰るのは五時・六時なるわけですけど、実際、当日の投票所との金額は違っておりますけど、従来そういう形で投票日の金額で払っておりましたので、今後もそのような形でもっていきたいと思っております。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　ちょっと答弁漏れがあるようですけどね、年額報酬についての検討はなされたのか、ただ日額報酬だけを五千円から千円、そしてまた十分もあれば三十分もあるというふうなことでございますけれどもね、やっぱりそういうふうな色々な審議をしてもらうということで今まで五千五百円から五千七百円の額がそれに応じてされておったわけですけれども、その役務の対価として与える反対給付でございますのでね、弁当代ちゅうわけにはいかんでしょ…、

そういうことも加味されて、色々あるでしょうけれども、十分から三十分でも終わることもあるとか、そういうことじゃなくてですね、まあ少し検討をしてほしかったと、いうふうに私は考えます。

それと、年額報酬についての検討についてはまだ答えが出ていないようですね…、

そういうことで、もう一度よろしくお願いします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　今回は、その年額分についてはまだ検討しておりませんので、今後、そういうことが出てくると思

います。

その千円の分につきましては、そういうその時間的てろの形もありますけど、これは一律でやろうということでございますので、それでご了承いただければと思っております。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　当日投票の場合は、午前七時から（午後）八時までで十三時間になります。そうすると、期日前投票、従来の不在投票ですね、これは役場の始まる八時三十分からこれは最後は午後八時と、いうことで十一時間三十分、一時間半違いますね、それでこの差をつけられたと思うんですが、一万二千七百円と一万一千二百円にですね、

そした場合にですね、繰上投票は午前七時から午後四時までで九時間です。まあ離島ですから、投票管理者一人付いて来られますので、時間は五時・六時になりますね、お帰りになるのは…、

そういうことで二つの区分を分けて考えるとすれば、繰上投票についてもやっぱり別に定めるべきではないかと、これは法的に決まっとるわけですから、時間がはっきりと、これが執務時間によるものということで、そういうな設定をされた場合ですね、そういうふうに私は思います。

それから、一番初め申し上げましたけども、総務課長は役務の対価ということについて、どういうふうにお考えになられとるかをお尋ねいたします。

それと、日額報酬は今度決めたけれども、年額報酬については後で検討するということでございますけれども、これも日額を決める時には一緒に年額報酬も改正するなら改正する、改正しなければ（改正）しない、さっきの話では後で検討するということでございますけれども、やっぱり一緒にこういうな時には同じ委員さんでございますので、やるべきではないかと私は思っております、如何ですかね。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　年額につきましては、本来、今度一緒に見直したが良かったと思うんですけど、今回見送りさせていただきましたので、今後検討させていただきたいと思います。

で、当日と繰上投票の投票管理者の手当ですけど、それはやっぱり離島の場合は何時間か違います。

ここに謳ってる分は、あくまでも当日の投票日の投票管理者の分でございますので、そういうことでございましたら、

その期日前投票に合せてその額は時間分を落とさなくちゃならないと思っております。
それと、役務の対価という話ですけど、委員さんのかたちじゃ一日出て半日出てどれ位の日当になるか、という考え方と思うんですけど、これをその今委員さんが三十分でも一時間でもと、さっきお話いたしましたけど、それを統一しないと、あの委員さんの場合は何千円、この会議の場合は何千円というのが、なかなか出来なかったもんで、一括でその日額報酬ということで考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

二番（土川重佳）　土川議員
ちょっと私は、薬剤師の年額が中学校で四万から七万五千、三万五千の上げ高、大島分校、ここも一緒ですけど、で斑中学校なんか一万九千円から七万五千円という、こういう小値賀が粛々言いよる時にですたい、いろいろ薬剤師さんも大変だろうとは思うんですけど、薬剤師さんの分だけは、こういうふうにして年額が上がっているわけですよ、そして私が一つ思うには、今年になって子供が学校で増えたのですかなと、ちょっと私は疑問に思うってすよ、その上げた理由といいますかね、それをお願いします。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　お答えをいたします。
先ほど、総務課長が提案理由でも申し上げましたが、「学校保健法」という法律がございまして、そこん中で薬剤師さんの役割は非常に重いものがございます。従来からあったものにも加えて、また熱心にやっていただいておりまして、聞くところによりますと、以前から他所に比べてですね、他の市町村に比べて異常に安すぎるということで、改正の方は事務局の方が受けてたようでございまして、従来、今度の改正じゃなくて前に改正する予定になっていたそうでございますが…、
これはですね、医師の分を見ていただくと解かるかと思いますけども、人数によって決めてる部分もございますが、先ほど総務課長の業務内容の説明にもありましたように、生徒数に関係なくやる部分がかなりございまして、そういうことから「一学校に幾ら」と、いう決め方をさせていただいた経過がございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員
先ほどの松永議員とちょっと重複するとこもあるかと思いますけれども、固定資産評価委員とか、町営住宅、社会教育委員とかですね、殆んど五千五百円だったのが千円になると、いうことでございます。

で、これはまあ、多分に財政厳しき折から、「皆さん方、ご協力をお願いします。」ということで、なっていただいている委員の皆さんには『ボランティアの精神』でというようなことも、ここには少し含まれてるのかなあと、いうように思いますが、千円と単純に思いつきでやったとすると、聊か問題だと思いますので、どういう考え方から千円に至ったのかと、いうことはお伺いをしておきます。

それから、先ほどの質問の中にもありましたように、五千五百円と五千七百円っていうのがありましたですね、それが全部一律千円になったと、で、五千七百円っていうのは実は委員長や会長の報酬なんです、そうすると、会長や委員長、司会や何やをそこでやってですね、実はその委員の中で一番大変なことをするんですが、まあそれも「一緒にやって下さいよ。」って言うには少し理由が必要だな、と思うんです。

一方的に、例えば会長さんや委員長さんがですね、「やあ、私も皆と（一緒で）よかってすよ。」という話ならば、「ありがとうございます。」っていう話になるんですけど、一方的にこちらの方で決めるということであればですね、それなりの理由付けが必要かなあと、僅かな二百円のあれではありますけれども、そういうふうなことについては、どのようにお考えになって、こういう改正案を出したのかということをお伺いをいたします。

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

前年度からでございますけれども、審議会の委員の方に五千五百円、五千七百円をお支払いしてたわけでございますけれども、三十分とか一時間の場合は、中には「そのくらいのことはですね、お返ししたい。」という方がたくさんおられまして、「どうしましょうか。」ということでしたら、「弁当代の千円位ででもしてもらえれば…、」ということで、それと一緒に委員長さんはもちろん五千七百円を今まで払っていたわけですけれども、こういう世知辛い世の中と言いますか、経済がですね、厳しい折に「半分はボランティアだから、どうぞ遠慮なく。」ということで言われたものですから、私は遠慮なく、千円にさせていただきました。

以上です。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　立　石　議　員

そういう住民の皆さん方の、意になっていただいた方々の、そういうお気持ちは充分に有り難くいただ

くということで、そのためには、それを活かすためには我々がまた厳しく自分自身を見つめ直さねいかんということもありますので、今後の我々自体の行革の問題としても、この問題は腹ん中においてですよ、一挙に五千五百円から千円に下げたんですから、そういうことにおいては我々もやっぱり心して対処すべきだなあと、いうふうに思っております。

あとですね、時間の問題をちょっとおっしゃってるんですが、十分とか三十分とか…、

実はこの間、私はある委員会におりましたが、かなり長い時間やったんです。それこそ委員の皆さんは結構疲れが溜まってるなあっていう感じでありましたが、場合によっては、そういう委員会もございます。

で、そういう沢山時間をかけたからですね、「千円じゃ足りんからくれ」、と誰も言いませんでした。

あ、今回までは前のとおりでありましたから、「次回そういうふうになりますよ」、という話の中でも、「それじゃ困る」というような委員さんは一人もおらなかったわけでございますけれども、「時間が少ないから千円です」っていうふうに言いますと、「じゃ、多い沢山議論する委員会はどうするんですか」っていう話になるので、そのあんまり時間が少ないからっとかいう言い方はしないでいただきたいなあと…、

そういう住民の方々の暖かい心をいただいて、行革に進んで行きたいからご協力をお願いをいたしましたという、先ほどの説明で言っていただきたいなあと思うんですけれども、如何でしょうか。

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　そういうことになるかとは思いますけれども、今まで十五年度までがですね、五千五百円いただいて、当然三十分あったり、二時間あったりしてるわけでございますけれども、皆さんの方から、「こういう報償費はですね、辞退したい。」ということでですね、当初、『ゼロ』にしようかということも考えたわけでございますけれども、まあ昼食代と言いますか、弁当代のですね、千円位でお願いしたいということで、各審議会の折には私が出かけて行きまして、そういう説明をしてですね、一応皆様の方からですね、ご理解はいただいているものと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

九番（横山弘蔵）　経費削減の折からですね、こういう所まで『メス』を入れているわけでありますが、実際のところ、これによってですね、前年度に比べてですね、これを施行した場合にですね、どの位の予算が節減できるのか、その辺まで計算していると思いますので、住民の方はですね、その辺を知りたいと思いますので、よろしくご説明をお願いします。

横山議員

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　昨年度の委員さんの報酬と十六年度と比較してみましたところ、百十万位の減になります。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（大黒泰三）　総務課長　議案第四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例

の一部を改正する条例案についてご説明いたします。
現在、診療所におきましては、医師一名体制であるため、各病院からの応援医師の支援によって診療を行なっております。
離島の深刻な医師不足の中で、長崎県は離島・へき地医療を担う医師の確保と支援のため、平成十六年四月に「長崎県離島医療支援センター」を設置し、医師の派遣を希望する離島・へき地の診療所へ派遣する等の支援を行おうとしております。
派遣医師の派遣期間は、原則として二年間を一単位として各市町村に交代で派遣されます。
本町におきましても医師の確保を図るため、派遣の要請をお願いしております。
医師が派遣された場合、派遣医師の給与は当然小値賀町が支払うことになっておりますが、給与規定は長崎県離島医療支援センターの規定により支給することとなっておりますので、条例の一部を改正する必要が出てきております。
まず、給与表は、現在の医師の給与表と派遣医師の給与表に分けております。
また、特殊手当についても内容に違いがございますので、派遣医師の分を別に加えております。
期末・勤勉手当につきましても算定基準が異なりますので、ただし書きにより条文を加えております。
次に、小値賀町職員旅費支給条例の改正に伴い、医師の旅費に関する日当・宿泊料を改めております。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

―午後　三時二十八分　散会―